件名:小学校学習指導要領案について

氏名:公益社団法人全国学校図書館協議会

職業:団体

住所: 〒112-0003 東京都文京区春日 2-2-7

電話:電話 03-3814-4317

意見: 第2章各教科 第1節国語 「第3指導計画の作成と内容の取扱い 2第2の内容の取り扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の(2)では、「第2の内容の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。」と記述されている。さらに、(3)には、「学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。」と、学校図書館の機能の活用に関する記述がある。

同様に第2節社会 「第3指導計画の作成と内容の取扱い 2第2の内容の取り扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の(2)では「学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。」と、国語科と同様に学校図書館の活用に関する記述がある。

しかし、国語、社会以外の教科には、「コンピュータや情報通信ネットワーク」の活用に関する記述はあるが、学校図書館に関する記述はない。したがって、これら以外の教科では、学校図書館の活用は不要である、との誤解を招くおそれがある。

平成 28 年に文部科学省に提出された「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」の「1. 学校教育と学校図書館に関する基本的な考えについて」には、「これからの学校図書館には、(中略) 児童生徒による課題の発見・解決のために必要な資料・情報の収集・選択など、各教科等の授業における言語活動や問題解決的な学習、探究的な学習、新聞を活用した学習などの様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ラーニング」の視点からの学び)を効果的に進める基盤としての役割が一層期待されている。」とある。これからの各教科等における「主体的・対話的で深い学び」は、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能の利活用が前提となっている。

そこで、他の教科にも国語科同様に「学校図書館などを目的をもって計画的に利用し、 その機能の活用を図るようにすること」を加えていただきたい。